



新型コロナワクチン接種について

【小児（5歳～11歳）ワクチン接種体制について】

小児（5歳～11歳）の新型コロナワクチンの接種に用いるワクチンとして、ファイザー社のワクチンが1月21日に特例承認されました。ワクチンの供給について、今後対象者全員が接種できる分のワクチンが順次配送される予定です。ワクチンの特性は下記のとおりです。

ワクチンの種類	ファイザー社製の小児用ワクチン
対象者	5歳～11歳の方 (特に慢性呼吸器疾患、先天性心疾患など重症化リスクの高い基礎疾患を有するお子さんは接種をおすすめしています。)
接種回数・用量・接種間隔	3週間の間隔をおいて1回あたり0.2mLを筋肉内に2回接種
予防効果	2回目接種後、7日以降の発症予防効果は90.7% (出典：特例承認に係る報告書より)

大子町では、町内4か所の医療機関で個別接種で接種を実施します。2月7日付で実施した小児接種の希望調査に基づき、基礎疾患を有するお子さんおよび11歳のお子さんから接種を進めていくこととなりました。2月28日付で、対象となる方へ接種券を発送しています。お手元に届いていない方は大子町コールセンターまでお問い合わせください。

■小児接種協力医療機関 慈泉堂病院、保内郷メディカルクリニック、吉成医院、岩佐医院

■接種スケジュール

対象者	通知発送日	予約期間	接種日時
5歳～11歳のうち 基礎疾患を有する方 および11歳	2/28 (月)	3/4(金)～3/9(水) コールセンターにて予約受付	1回目：3/12 (土) 2回目：4/2 (土) ※時間は予約になります。
8～10歳	3/22 (火)	4/4(月)～ 医療機関にて予約受付	4/18 (月) 以降 順次接種開始
5～7歳	3/28 (月)	4/11(月)～ 医療機関にて予約受付	

※かかりつけの医療機関で接種する場合や町外で接種をする場合は、早期に接種券を送付しますので大子町コールセンターにご相談ください。

※ワクチンの供給によって、接種スケジュールに変更がある場合があります。あらかじめご了承ください。

【お願い】

新型コロナワクチン接種は強制ではなく、さまざまな事情で接種を受けていない方もいます。職場や周りの方などに接種を強制したり、接種を受けていない方へ差別的な扱いをすることがないようにお願いします。

※新型コロナワクチン接種について不明な点は、大子町コールセンターまでお問い合わせください。

問合せ 大子町コールセンター TEL 76-8076 開設日時：月～金曜日（祝日除く。）8:30～17:00



定期予防接種を受けましょう

ワクチンで防げる病気があります。予防接種でお子さんや周りの人たちを守りましょう。定期予防接種対象者で、まだ接種が済んでいないお子さんの保護者は、母子健康手帳予防接種記録を確認の上、県内の医療機関で接種してください。

なお、接種年齢が過ぎた場合は、接種費用は自己負担となりますのでご注意ください。予診票が届いていない方または予診票を紛失してしまった方は、健康増進課にご連絡ください。

定期予防接種	標準的な年齢・回数	接種年齢
ロタウイルス	1価ワクチンは2回接種、初回接種は生後14週6日まで 5価ワクチンは3回接種、初回接種は生後14週6日まで	生後6週から24週までの乳児 生後6週から32週までの乳児
ヒブ	初回接種は生後2か月～7か月に至るまで3回 追加接種は初回接種後7か月以上の間隔をおいて生後12か月以降に1回	生後2か月～5歳未満
小児用肺炎球菌	初回接種は生後2か月～7か月に至るまで3回 追加接種は初回接種後60日以上の間隔をおいて1回	生後2か月～5歳未満
四種混合	1期初回 3回 生後3か月～1歳に至るまで 1期追加 初回接種後1年～1年半の間に1回	生後3か月～7歳6か月未満
B型肝炎	生後2か月～9か月に至るまでに3回	生後2か月～1歳未満
B C G	生後5か月～8か月に至るまでに1回	1歳未満
水痘	初回接種 1歳～1歳3か月に至るまで 追加接種 初回接種後6か月～12か月に至るまでに1回	1歳～3歳未満
麻しん・風しん混合(MR)	1歳～2歳未満 1回 5歳～7歳未満の者で小学校就学前の1年間に1回	
日本脳炎	1期初回 2回 3歳～4歳に至るまで 1期追加 1回 4歳～5歳に至るまで(初回2回接種後6か月以上、標準的にはおおむね1年おいて)	生後6か月～7歳6か月未満
	2期 1回 9歳～10歳に至るまで	9歳以上13歳未満
二種混合(DT)	11歳から12歳に至るまでに1回	11歳以上13歳未満
ヒトパピローマウイルス感染症(子宮頸がん予防)	中学1年生の間 3回	小6～高1相当の女子

※未満とは、誕生日の2日前までをいいます。

※日本脳炎については、特例対象者(平成19年4月1日以前に生まれた20歳未満の者)は、接種年齢を超えても定期接種として取り扱える場合があります。ヒトパピローマウイルス感染症予防ワクチン接種の積極的勧奨の差し控えは終了しました。接種を逃した方の対応は、国の方針に基づき今後対応予定です。

※任意予防接種のおたふくかぜについては、1歳以上7歳未満までは全額助成(自己負担無)で接種できます。

※コロナワクチン接種との同時接種はできません。コロナワクチン接種を受ける場合は、前後2週間の間隔をあけて接種してください。

問合せ 健康増進課 TEL 72-6611



新型コロナウイルスの変異について

一般的にウイルスは増殖・流行を繰り返す中で少しずつ変異していくものであり、新型コロナウイルスも約2週間で一か所程度の速度で変異していると考えられています。

基本的な感染予防対策は、変異株であっても、3密(密集・密接・密閉)や特にリスクの高い5つの場面の回避、マスクの適切な着用、こまめな換気、手洗いなどが有効です。引き続き感染予防対策の徹底へのご協力をお願いします。変異株についての最新の情報は、厚生労働省ホームページ新型コロナウイルス感染症対策アドバイザーボードの資料も参考にしてください。

■ 新型コロナウイルス感染症対策アドバイザーボードの資料等(第66回～)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00333.html



感染リスクが高まる5つの場面

- ① 飲酒を伴う懇親会等
- ② 大人数や長時間におよぶ飲食
- ③ マスクなしでの会話
- ④ 狭い空間での共同生活
- ⑤ 居場所の切り替わり

問合せ 健康増進課 TEL 72-6611



大子町放課後児童クラブスタッフ募集

大子町放課後児童クラブで活動するスタッフを募集しています。活動内容は、小学生の子どもたちの安全を見守るお仕事です（遊びの提案・見守り、学習活動の見守り、保護者送迎時における対応、室内の掃除など。）。

	だいが 放課後児童クラブ	放課後児童クラブ 「なかよし」	みなみ 児童クラブ	大子西 児童クラブ
実施場所	文化福祉会館「まいん」 子育て支援室 ※長期休業期間は旧浅川小	だいが保育園 放課後児童クラブ室	南中学校	大子西中学校
就労時間	平日 長期休業期間 土曜日等	平日 4時間 長期休業期間 8時間 土曜日等	長期休業期間、土曜日等 午前の部：7：10～13：10 午後の部：12：30～18：30	
詳細・ 申込先	大子町社会福祉協議会 TEL 72-2005	だいが保育園内 TEL 72-0345	NPO法人ひと・まちねっとわーく TEL 029-233-5200	

※長期休業期間とは、年度始、夏休み、冬休み、年度終です。
※みなみ児童クラブ・大子西児童クラブを希望の方は、福祉課に申込書があります。

問合せ 福祉課社会福祉担当 TEL 72-1117



令和3年度健康づくりポイント事業 ～記念品交換は3月31日まで～

今年度の健康づくりポイントは貯まりましたか？健康づくりポイントは次年度には繰り越せません。ポイントが貯まった方は忘れずに記念品と交換しましょう！！

カードに必要事項を記入して、保健センター、中央公民館、文化福祉会館「まいん」の窓口へ提出してください。1人1回特産品や温泉施設利用券、いずれか1つの記念品と交換できます。

※特産品は、カード提出の翌月発送を予定しています。温泉施設利用券は、森林の温泉、大子温泉やみぞ、フォレスパ大子、道の駅奥久慈だいが浴場で無期限で使用できます。（入湯税は自己負担）

問合せ 健康増進課 TEL 72-6611



山火事（林野火災）を防ごう！

例年3月から5月に山火事が多く発生しています。大子町でも昨年5件の山火事が発生しています。この時期は、空気が乾燥すること等により、山火事発生危険性の高い季節です。特に空気が乾いている日や風が強い日には、たき火やたばこ等には十分な注意が必要です。

【山火事防止のための注意点】

- ・枯草等のある火災が起こりやすい場所では、たき火をしないこと。
- ・喫煙は指定された場所で行い、吸い殻は必ず消すとともに、投げ捨てないこと。
- ・たき火等火気の使用中はその場を離れず、使用後は完全に消火すること。
- ・火気を使用する場合は、周囲の可燃物の状況に十分注意するとともに消火用の水等を必ず用意すること。
- ・強風時および乾燥時には、たき火、火入れをしないこと。



山火事の大部分は、皆さん一人一人の注意で防ぐことができます。貴重な人命や財産を火災から守るため、林野での火気の取り扱いには十分注意しましょう。

令和4年山火事予防運動統一標語 「山火事を 防ぐあなたの 心がけ」

問合せ 消防本部予防課 TEL 72-0119



令和3年分 税の申告について

令和3年分の所得税、復興特別所得税および町県民税の申告・納付期限は3月15日です。税の申告は、所得税の納付や還付をはじめ、町県民税の算定等の基礎資料となりますので、申告が必要となる方は期限までに必ず行ってください。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響により申告等が困難な方については、簡易な方法により申告・納付期限の延長を申請することができます。

税の申告について、詳しくは税務課へお問い合わせください。

問合せ 税務課町税担当 TEL 72-1116



住民税均等割非課税世帯等の方へ 臨時特別給付金を支給します

給付金の受給には手続きが必要です！

■対象 基準日(令和3年12月10日)において次のいずれかに該当する世帯

①住民税均等割非課税世帯

世帯全員の令和3年度住民税均等割が非課税である世帯

対象と思われる世帯へ「臨時特別給付金支給要件確認書」(以下「確認書」)を2月10日に郵送しました。記入例を参考に対象要件に合致することを確認し、同封した返信用封筒で「確認書」を返送してください。

※住民税均等割が課税されている者の扶養親族等のみで構成される世帯は対象外となります。

②家計急変世帯

令和3年1月以降、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて収入が減少し、令和3年度住民税均等割が課税されている世帯全員のそれぞれの年収見込額が、住民税均等割非課税相当水準以下の世帯

支給要件に該当する場合は、福祉課窓口または町ホームページから申請書等をダウンロードし、必要書類とあわせて福祉課窓口まで提出してください。

令和4年9月30日必着

■給付額 1世帯当たり10万円 ※1世帯1回限り、①②の重複受給はできません。

～家計急変世帯 住民税均等割非課税相当水準以下の判定方法～

- 令和3年1月以降の任意の1か月の収入(給与、事業、不動産、年金)を年収にして換算します。非課税の公的年金等収入(遺族・障害年金等)は含みません。
- 収入で要件を満たさない場合は、1年間の所得で判定します。令和3年分所得の確定申告書、住民税申告書、源泉徴収票等の写しが必要です。
- 申請時点の世帯状況で、申請した年度の住民税均等割非課税が課税されている世帯全員のそれぞれの収入(所得)について判定します。

■詐欺にご注意ください

給付金について、銀行等のATM操作を依頼したり、町や厚生労働省の職員が訪問することはありません。不審に思ったら迷わず問い合わせ先または最寄りの警察署にご連絡ください。

※他市町村が申請先になる場合には、事前に該当市町村に問い合わせるか、ホームページ等で確認してください。

※DV被害者等で、他市町村から住民票を移さずに本町にお住まいの方については、本町で申請を受け付けることができる場合がありますので、お問い合わせください。

問合せ 福祉課社会福祉担当 TEL 72-1117

制度について 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金コールセンター TEL 0120-256-145 (9:00~20:00)



令和4年度茨城県警察官採用試験(第1回)案内

スマートフォン・パソコン・タブレット端末から申し込み可能です。詳しくは、茨城県警察採用案内ホームページをご確認ください。また、申し込みをされる方は、事前に大子警察署までご連絡ください。

試験区分	受験資格	受付期間	第1次試験	第2次試験
男性警察官A 女性警察官A (大学卒業程度)	平成元年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法による大学(短期大学を除く。)を卒業した人もしくは令和5年3月31日までに卒業見込みの人または人事委員会がこれと同等と認める人	3月1日(火) 9:00 ～ 4月8日(金) 17:00	教養試験 論(作)文試験 5月8日(日)	身体検査、体力試験、適性検査 5月28日(土) 5月29日(日) のいずれか1日 集団討論、個別面接 7月4日(月)～ 7月8日(金) のいずれか1日
男性警察官B 女性警察官B (A区分以外)	平成元年4月2日から平成16年4月1日までに生まれた人で、上記警察官Aの受験資格(学歴区分)に該当しない人(令和5年3月31日までに高等学校を卒業見込みの人を除く。)			

問合せ 大子警察署警務課採用係 TEL 72-0110



戦没者等のご遺族の皆さんへ 第十一回特別弔慰金の手続はお済みですか

今日の我が国の平和と繁栄の礎となった戦没者等の尊い犠牲に思いをいたし、国として改めて弔慰の意を表するため、戦没者等のご遺族へ5年ごとに特別弔慰金（記名国債）を支給するものです。

■支給対象者

- (1) 令和2年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した方
- (2) 戦没者等の子
- (3) 戦没者等の①父母②孫③祖父母④兄弟姉妹
※戦没者等の死亡当時、生計関係を有していること等の要件を満たしている方
- (4) (1)～(3)以外の戦没者等三親等内の親族（甥、姪等）
※戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上の生計関係を有していた方
- (5) 請求者本人以外の方が手続をする場合は、委任状が必要です。事前にお問い合わせください。
- (6) 押印の見直し等に伴い、本人確認書類の提出が必要となりますので、次のものをお持ちください。
・運転免許証、パスポート、マイナンバーカードなどのいずれか1点、または公的医療保険の被保険者証、介護保険被保険者証、年金手帳などのうち2点

■支給内容 額面25万円（5年償還の記名国債）

■受付期間 令和2年7月1日～令和5年3月31日

※すでに大子町で請求手続をした方は、改めて手続をする必要はありません。

問合せ 福祉課社会福祉担当 TEL 72-1117

試験

2022年度労働基準監督官採用試験のご案内

労働基準監督官とは、労働基準関係法令に基づいて工場、事業場などに立ち入り、事業主に法に定める基準を遵守させることにより、労働条件の確保・向上、労働者の安全や健康の確保を図り、また、不幸にして労働災害にあわれた方に対する労災補償の業務を行うことを任務とする厚生労働省の専門職員です。採用後は、主に採用された都道府県単位の労働局管内の労働基準監督署（労働局を含む。）で勤務します。なお、採用後の3年目からの2年間、原則13年目からの2年間については、採用された労働局とは別の労働局で勤務することとなります。

- 採用試験受験資格
- (1) 1992（平成4）年4月2日～2001（平成13）年4月1日生まれの者
 - (2) 2001（平成13）年4月2日以降生まれの者で次に掲げるもの
 - ①大学を卒業した者および2023（令和5）年3月までに大学を卒業する見込みの者
 - ②人事院が①に掲げる者と同等の資格があると認める者

■試験の程度 大学卒業程度

■インターネット申込受付期間 2022（令和4）年3月18日（金）9:00～4月4日（月） 受信有効
インターネット申込専用アドレス【<https://www.jinji-shiken.go.jp/juken.html>】

■試験日

第1次試験日 6月5日（日） ※第一次試験合格者発表日 6月28日（火）9:00

第2次試験日 7月12日（火）～7月14日（木）のうち指定された日 ※最終合格者発表日 8月16日（火）9:00

■その他

- ・労働基準監督官の業務、採用後の処遇等については、厚生労働省ホームページ【<https://www.mhlw.go.jp/general/saiyo/kantokukan.html>】から、2022年度試験については、人事院ホームページ【<https://www.jinji.go.jp/saiyo/saiyo.html>】からご確認ください。
- ・茨城労働局のホームページからも採用情報を確認できます。
【https://jsite.mhlw.go.jp/ibaraki-roudoukyoku/roudoukyoku/gyoumu_naiyou/soumubu/about_recruit.html】

厚生労働省ホームページ



人事院ホームページ



茨城労働局ホームページ



問合せ 茨城労働局総務部総務課 TEL 029-224-6211 水戸労働基準監督署 TEL 029-277-7925



Dカフェ（認知症カフェ）

認知症の方とその家族、介護分野の専門家が集うカフェを開催します。認知症カフェは、認知症に関する講話や体操などを行うカフェです。申し込みは不要です。認知症について一緒に学んだり、介護について共有したり、新たな人と出会ってみませんか？

- 日時 3月27日（日）13:30～15:00(受け付け13:15～)
- テーマ シルバーリハビリ体操
- 場所 文化福社会館「まいん」観光交流ホール
- 参加費 200円
- 主催 でくあす大子（協賛：地域包括支援センター）

※当日はマスクの着用をお願いします。また、感染症対策のため飲食の提供を制限しています。なお、感染症等の状況により中止となる場合がありますので、ご了承ください。



問合せ 地域包括支援センター TEL 72-1175



物忘れ（認知症）相談

地域包括支援センターでは、物忘れや認知症に関する相談日を設けています。最近物忘れが気になるようになった方や認知症の症状のある方を介護している方は、お気軽にご相談ください。

- 日時 3月24日（木） 13:00～16:00
- 場所 保健センター研修室
- 担当者 地域包括支援センター職員
- 申込み 3月22日（火）までに電話等で下記までお申し込みください。



問合せ 地域包括支援センター TEL 72-1175

保険

全国健康保険協会(協会けんぽ)加入者の皆さんへ 令和4年度保険料率のお知らせ

協会けんぽの健康保険料率は、加入者の皆さんの医療費等に基づき、都道府県ごとに設定されています。令和4年度の協会けんぽ茨城支部の健康保険料率については、現状の9.74%から9.77%に引き上げとなり、介護保険料率(全国一律)については、現状の1.80%から1.64%に引き下げとなります(令和4年3月分(4月納付分)より変更。)。また、平成30年度からは、「インセンティブ(報奨金)制度」が導入され、支部(都道府県)ごとの加入者や事業主の健康に対する取り組みが、2年後の健康保険料率に反映されることとなりました。皆さんが健診を受診したり、ジェネリック医薬品を使用したりすることが、茨城支部の健康保険料率に反映されます。まずは、4月上旬に加入者のご家族(40～74歳の被扶養者)を対象に特定健診の受診券をご自宅に送付しますので、受診をお願いします。

問合せ 協会けんぽ茨城支部 企画総務グループ TEL 029-303-1580

保険

国民健康保険の加入・脱退には手続きが必要です！

春は就職や退職のシーズンです。就職等により職場の健康保険に加入したとき、退職等により職場の健康保険を脱退したときは、必ず14日以内に町民課へ届け出をしてください。国民健康保険と職場等の健康保険が自動的に切り替わることはありません。

退職等により国民健康保険に加入するとき

～届け出に必要なもの～

- 免許証等の身分証明書
- 職場の健康保険を脱退した証明書

就職等により国民健康保険を脱退するとき

～届け出に必要なもの～

- 免許証等の身分証明書
- 使用していた国民健康保険の被保険者証
- 加入した職場の被保険者証

国民健康保険に加入するお子さんが 大学や専門学校等へ進学するとき

～届け出に必要なもの～

進学のため他市町村へ転出する場合は、引き続き大子町の国民健康保険に加入することになります。転出先の住所が記載された被保険者証を交付しますので必ず届け出をしてください。

- 免許証等の身分証明書
- 国民健康保険の被保険者証
- 在学証明書

※卒業した際は、大子町の国民健康保険を脱退する届け出が必要です。

問合せ 町民課国保年金担当 TEL 76-8125



【原子力防災情報】重大事故発生時の避難！ Part7

～初期対応段階での防護措置～

原子力発電所の事故によって異常な量の放射性物質が放出、またはそのおそれがある場合、余計な被ばくや汚染を避けるための防護措置として次のような対応が求められます。

		大字盛金・北富田対象	
	PAZ ※原子力発電所から おおむね5km	UPZ ※おおむね5～30km	おおむね 30km以上
警戒事態 EAL(AL) 例：震度6以上の地震等 緊急時モニタリング準備	避難準備 施設敷地緊急事態 【要避難者】	情報収集 【住民】	避難準備への協力
施設敷地緊急事態 EAL(SE) 例：全交流電源の喪失が 30分以上継続など 緊急時モニタリング開始	避難 施設敷地緊急事態 【要避難者】 避難準備 安定ヨウ素剤服用準備 【その他の住民】	屋内避難準備 【住民】	避難所 避難者の受け入れ
全面緊急事態 EAL(GE) 例：全交流電源の喪失が 1時間以上継続など 放射性物質の異常な放出無し	避難 安定ヨウ素剤服用 【その他の住民】	屋内退避・避難準備 安定ヨウ素剤服用準備 【住民】	避難所 避難者の受け入れ 安定ヨウ素剤服用準備 【住民】
放射性物質の異常な量放出		飲食物スリーニング* 【接種制限】 ※飲料水放射性ヨウ素 300ベクレル/kgなど 一時移転 【地域生産物接種制限】 ※20マイクロヘルト毎時 を超えた場合 避難 ※500マイクロヘルト毎時 を超えた場合	避難所 体表面汚染 【スクリーニング】 基準値を超えた場合 【体表面除染】

※施設敷地緊急事態要避難者：高齢者や障がい者、乳幼児など特に配慮を要する「要配慮者」のうち、早めの防護措置の実施が必要な住民。（避難に時間を要する要配慮者・避難することで、健康リスクが高まらない要配慮者・安定ヨウ素剤を事前配布されていない方・安定ヨウ素剤の服用が不適切な方）

問合せ 総務課総務担当 TEL 72-1116

税

未納の町税は速やかに納付をお願いします

納期限を過ぎて、未だ納付していない町税がある場合は、速やかに納付をお願いします。未納の場合、納期限から一定期間が経過すると、納付日までの延滞金が生じることがありますのでご注意ください。

なお、**納付には、便利な口座振替をお勧めします。**一度手続を行うことで、指定日以降の納付が口座振替となるため、金融機関等に出向いて納付する必要がなくなります。また、各窓口での混雑緩和にもつながり、感染症の拡大予防にもつながりますので、ぜひ口座振替のご利用をお願いします。利用を希望する方は、町内金融機関または各郵便局へ直接申し込むか下記までご相談ください。

問合せ 税務課収納対策室 TEL 72-1116



「業務改善助成金特例コース」のご案内

新型コロナウイルス感染症の影響で、特に業況が厳しい中小企業事業者を支援する助成金がありました。「業務改善助成金特例コース」とは、新型コロナウイルス感染症の影響により、売上高等が30%以上減少している中小企業事業者が、令和3年7月16日から令和3年12月31日までの間に、事業場内最低賃金(事業場で最も低い賃金)を30円以上引き上げ、これから設備投資等を行う場合に、対象経費の範囲を特例的に拡大し、その費用の一部を助成するものです。

問合せ 業務改善助成金コールセンター TEL 03-6388-6155



第2回ふるさと歴史講座の開催

大子町の歴史について学び、郷土に対する理解を深めることを目的として開催するものです。参加費は無料です。歴史に興味のある方は、この機会にふるってご参加ください。

■日時 3月26日(土) 10:00~11:30

■会場 中央公民館 講堂

■講座名 大子地域を創ったリーダーたちの横顔

■定員 30人(先着順)

■内容

明治22年、町村制の施行により新たな行政村が誕生しました。大子地域で言えば、大子町、依上村、佐原村、黒沢村、宮川村、生瀬村、袋田村、上小川村、下小川村の1町8か村です。これら、9町村が昭和30年に合併するまでの66年間に、道路改良、河川改修、産業振興、伝染病予防等々広範な町村行政を担った町村長は104人を数えます。本講座では、地域づくりに懸命に取り組んだ個性的な町村長を取り上げ、社会的背景とも絡めながらその実績や横顔を紹介します。

■講師 齋藤典生氏(茨城大学名誉教授、大子町歴史資料調査研究員)

■申込方法 3月15日(火)から生涯学習担当へ電話で申し込み ※土日・祝日除く。8:30~17:15

※新型コロナウイルス感染拡大の際には、延期または中止の可能性があります。

問合せ 教育委員会事務局生涯学習担当(中央公民館内) TEL 72-1148



図書館「プチ・ソフィア」からのお知らせ

無料で本・雑誌の貸出しを行っています。1人5冊まで2週間利用できます。開館時間は10:00から18:00までです。(休館日:毎週月曜日、木曜日)

■新しくいった一般書

「糖質中毒 痩せられない本当の理由」 牧田善二著

「60分で分かる!カーボンニュートラル超入門」 前田雄大著

「伝説の家政婦 沸騰ワード10レシピ2」 タサン志麻著

「まるありがとう」 養老孟司著、平井玲子写真

「夏井いつきの世界一わかりやすい俳句鑑賞の授業」 夏井いつき著

「探花 隠蔽捜査9」 今野敏著

「モヤモヤするけどスツキリ暮らす」 岸本葉子著

■新しくいった児童書

「たいせつなぎゅうにゅう」 キッチンミノル作

「ケケと半分魔女 魔女の宅急便特別編 その3」 角野栄子作

「すしぞくかん」 さかなのおにいさんかわちゃん作

※インターネットで蔵書が検索できます。(http://www.lib-eye.net/daigo/)

問合せ 図書館「プチ・ソフィア」 TEL 72-6123

